

# 令和5年度 町・県民税申告及び確定申告について

松島町では、令和5年度（令和4年中収入）の申告受付を下記日程のとおり行います。内容をご確認のうえ、申告が必要な方は期間内に申告をお願いします。

- 日時 令和5年2月16日(金)～3月15日(金) ※土・日・祝日を除く  
受付／午前9時～11時まで・午後1時～3時まで
- 場所 松島町文化観光交流館 2階 講座室 ●問合先 財務課税務班 ☎022-354-5703

午前中は非常に混み合います。状況によっては午後に再来場をお願いする場合がありますのでご了承ください。  
また、確定申告書は、パソコンやスマートフォンで国税庁のホームページから自宅等でも作成ができますので、ぜひ、ご利用ください。

## 申告が必要な方

- 事業（営業、農業等）、不動産の収入があった方  
\* 今回の申告から、本業以外に事業所得がある方は、事業所得に係る取引を記録した帳簿類の保存がない場合、事業所得ではなく雑所得として取り扱いますのでご注意ください。
- 給与収入があり、次に該当する方
  - 令和4年中に退職して年末調整をされていない方、2カ所以上から給与を受けた方
  - 給与以外に所得（年金所得含む）があった方  
\* 給与以外の所得が20万円以下で確定申告の必要がない方でも、町・県民税の申告は必要です。
  - 各種控除の追加・変更がある方  
\* 年末調整をした方で、控除対象扶養親族とした方の所得金額が48万円を超える場合は、扶養親族を外す申告が必要になります。アルバイト等であっても所得になりますのでご注意ください。
- 年金収入があり、次に該当する方
  - 公的年金（国民年金、厚生年金、企業年金等）の収入が400万円を超える方
  - 公的年金以外の収入（給与、営業、不動産、農業等の収入）がある方
  - 配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦・ひとり親控除の追加、変更がある方
  - 社会保険料控除額に追加する分がある方  
\* 年金から特別徴収されている介護保険料等以外に、納付書や口座振替で社会保険料等を納付している方
  - 医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除がある方  
\* ただし、公的年金収入のみの方で、65歳未満で収入が100万円以下の方、65歳以上で収入が150万円以下の方は各種控除があっても申告の必要はありません。
- 収入がない方または非課税収入（障害年金、遺族年金、失業給付金等）のみで次に該当する方
  - 令和5年度の所得・課税等の税に関する証明書等が必要になる方  
\* 申告書を提出されない場合は、所得・課税等の税に関する証明書等の発行ができませんのでご注意ください。
  - 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険に加入している方及びその世帯員の方  
\* 各種保険料（税）の算出、軽減制度、高額療養費及び限度額認定証の適用に必要となります。
  - 医療福祉制度や児童扶養手当等を受給される方、町営住宅に入居している方

## 申告日程

※日曜日の申告受付はありませんのでご了承ください。※できるだけ地区割当て日における申告をお願いします。

受付日	申告受付対象地区	受付日	申告受付対象地区
2月16日(金)	漁業者（松島地区）・観光船業者	3月3日(金)	幡谷行政区・根廻行政区
2月17日(土)	松島地区（1・2・3・4・5・6・7）	3月6日(月)	
2月20日(水)	松島地区（8・9・10・11・12・13）	3月7日(火)	本郷行政区
2月21日(木)	手樽行政区	3月8日(水)	
2月22日(金)		3月9日(木)	初原行政区・桜渡戸行政区
2月24日(日)	磯崎地区（1・2・3）	3月10日(金)	高城地区（西柳1・2・高城1・2・3・新3・4・5・中・割波）
2月27日(月)	磯崎地区（4・5・6・7）	3月13日(月)	高城地区（割波2・光陽台・高城6・新6・7・8・9・10）
2月28日(火)	磯崎地区（8・9・10・11）	3月14日(火)	全行政区
3月1日(水)	下竹谷行政区	3月15日(水)	
3月2日(木)	北小泉行政区・上竹谷行政区		

- 次に該当する方は、塩釜税務署申告会場（マリングート）で申告をお願いします。
- 青色申告をする方 ○令和5年1月1日現在松島町に住民登録がない方
  - 令和3年分以前の収入の申告をする方 ○消費税の申告
  - 上場株式等の配当所得に関する申告（総合課税および分離課税）、FXや仮想通貨に関する申告をする方
  - 不動産の売却（公共事業に伴う不動産の売却を除く）や株、先物取引の譲渡所得の申告をする方

## 申告の際に持参するもの

- 申告者本人のマイナンバーカード  
\* 通知カードの場合は、運転免許証などの「身元確認書類」が別途必要です。
- 本人名義の金融機関の口座番号が分かるもの（所得税の還付が発生する方のみ）
- 収入を証明するもの（令和4年1月1日～令和4年12月31日分）
  - 営業、不動産、農業収入、その他の事業に係る収支が分かる帳簿や領収書 \* 事前に収支内訳書を作成のうえ持参ください。
  - 給与収入、公的年金収入等の源泉徴収票 ○生命保険の一時金・満期等の収入証明書
  - 講演料や個人年金等の収入額が分かる支払証明書等
- 下記の控除を証明するもの（令和4年1月1日～令和4年12月31日分）

医療費控除	○医療費控除の明細書（事前に明細書を作成し、持参してください。） 明細書の代わりとして、医療費通知書のみでの添付でも可能です。
社会保険料控除	○国民健康保険税 ○後期高齢者医療保険料 ○任意継続保険料 ○介護保険料 ○国民年金保険料（日本年金機構が発行する「納付済額のお知らせ」）等納付額が確認できるもの * 年金から天引きされた額については、源泉徴収票に記載されています。
小規模企業共済等掛金控除	○小規模企業共済等掛金払込証明書 ○確定拠出年金（個人型年金）の小規模企業共済（iDeCo）等掛金払込証明書
生命保険料控除	○生命保険料控除証明書 ○個人年金保険料控除証明書 ○介護医療保険料控除証明書
地震保険料控除	○地震保険料控除証明書 ○旧長期損害保険料控除証明書
配偶者（特別）控除 扶養控除	○配偶者及び扶養親族の所得が分かるもの ○配偶者及び扶養親族のマイナンバーが確認できる書類
障がい者控除	○障がい者手帳などの各種手帳 ○障がい者控除対象者認定書（健康長寿課高齢者支援班発行）
勤労学生控除	○学生証 ○学校などから交付される証明書
寄附金控除	○領収書（証明書）など * 「ふるさと納税ワンストップ特例」の適用に関する申請書を提出された方が申告を行う場合は、改めてふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要があります。
住宅借入金等特別控除（初年度の場合）	○請負契約書または売買契約書（写） ○家屋及び土地（土地を合わせて購入した場合のみ）の登記事項証明書（登記簿謄（抄）本） ○住宅借入金の年末残高等証明書（原本）等

- \* 確定申告用紙等は、役場税務班「申告書用紙コーナー」に配置しております。  
○マスクの着用や手指消毒などの予防対策の徹底をお願い致します。  
○体調がすぐれない場合（体温37.5度以上など）は来場をご遠慮ください。  
○原則ご本人のみでお越しください。介助を要するなどの理由により複数名でお越しになる場合は、必要最小限の人数でお越しください。

## 確定申告書はパソコンやスマートフォンから作成できます

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、自宅等で作成することができます。町の申告会場は混雑するため、多くの待ち時間が必要になります。ぜひ、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

	確定申告書等作成コーナーの場合	町の申告会場の場合
受付時間	24時間（メンテナンス時間を除く）	平日のみ
待ち時間	0分（HPを開けばすぐ！）	状況により変動2時間程度
所得計算	すべて自動計算	来場前に自分で計算
提出方法	郵送またはe-Taxでの送信	役場が税務署へ提出

- ★国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>)
- ★スマホはこちらから



- 「マイナンバーカード」または「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、e-Taxを利用して申告することができます。

## 塩釜税務署からのお知らせ

- 申告書作成会場について
  - 【受付場所】 マリングート塩釜 2階 ベイサイドルーム（塩竈市港町1-4-1）
  - 【開設期間】 令和5年2月16日(金)～3月15日(金)（土・日・祝日を除く。）
  - 【開設時間】 午前9時～午後4時
- ※昨年と作成会場は同じですが、受付場所が変わりますのでご注意ください。 塩釜税務署 ☎362-2151